②　市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設

(1)及び(3)①を踏まえ、市街化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設としては、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当であって、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で次のような立地を得られることが特に必要であると認められる以下のものが考えられる。

(i)～(iv)　（略）

(v)　地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域

都市計画区域マスタープラン及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に記載された産業立地のための土地利用に関する事項の内容に即して、地方公共団体が基本計画の重点促進区域内に、高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第一項に規定する都市機能増進施設を除く。）

(4)　その他地域経済牽引事業の促進に関する重要事項

ト　（略）

(1)　ＰＤＣＡサイクルの強化

法の執行に当たっては、その実施状況について適切なＫＰＩを定めた上でＰＤＣＡサイクルを確立し、法の執行改善、定期的な評価、見直し等を行うことが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、基本計画、地域経済牽引事業及び地域経済牽引事業用地整備計画の実施状況、地域経済牽引事業及び地域経済牽引事業用地整備への支援措置、土地利用の調整の状況等、基本計画の進捗状況に関する取りまとめを行い、国に報告するものとする。また、地方公共団体は、基本計画の計画期間終了後、継続して地域経済牽引事業を促進しようとする場合には、原則として、経済社会情勢の変化、事業者のニーズ、基本計画の実施状況等を評価した上で、改めて基本計画を作成するものとする。なお、基本計画の計画期間終了時点において当該基本計画に適合すると認められた承認事業計画及び承認地域経済牽引事業用地整備計画の実施期間が終了していない場合には、当該承認事業計画及び承認地域経済牽引事業用地整備計画の実施期間が終了するまでの毎年度、基本計画の進捗状況に関する取りまとめを行うとともに、当該基本計画に適合すると認められた全ての承認事業計画及び承認地域経済牽引事業用地整備計画の実施期間終了後、基本計画に関する最終的な評価を実施し、国に報告するものとする。

(2)・(3)　（略）

第二　（略）

②　市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設

(1)及び(3)①を踏まえ、市街化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設としては、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当であって、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で次のような立地を得られることが特に必要であると認められる以下のものが考えられる。

(i)～(iv)　（略）

(v)　地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域

都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に記載された産業立地のための土地利用に関する事項の内容に即して、地方公共団体が基本計画の重点促進区域内に、高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第一項に規定する都市機能増進施設を除く。）

(4)　その他地域経済牽引事業の促進に関する重要事項

ト　（略）

(1)　ＰＤＣＡサイクルの強化

法の執行に当たっては、その実施状況について適切なＫＰＩを定めた上でＰＤＣＡサイクルを確立し、法の執行改善、定期的な評価、見直し等を行うことが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、基本計画及び地域経済牽引事業の進捗状況を取りまとめるものとする。具体的には、国は基本計画への同意の際に、地方公共団体による目標設定の方法、地域経済に与える影響、基本計画の目標と地域経済牽引事業の要件との関係性等についての説明を求めるとともに、毎年度、地方公共団体における基本計画の目標に対する進捗状況を取りまとめるものとする。

地方公共団体は、それぞれの地域の実情を踏まえた基本計画の作成を行い、毎年度、地域経済の状況、承認した事業計画の実施状況、地域経済牽引事業の調整の状況等、基本計画の進捗状況に関する取りまとめを行い、国に報告するものとする。また、地方公共団体は、基本計画の計画期間終了後、継続して地域経済牽引事業を促進しようとする場合には、原則として、経済社会情勢の変化、事業者のニーズ、基本計画の実施状況等を評価した上で、改めて基本計画を作成するものとする。なお、基本計画の計画期間終了時点において当該基本計画に適合すると認められた承認事業計画の実施期間が終了していない場合には、当該承認事業計画の実施期間が終了するまでの毎年度、基本計画の進捗状況に関する取りまとめを行うとともに、当該基本計画に適合すると認められた全ての承認事業計画の実施期間終了後、基本計画に関する最終的な評価を実施し、国に報告するものとする。

(2)・(3)　（略）

第二　（略）

附　則

この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。